

下北山村国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月

奈良 県 下 北 山 村

【 目 次 】

I. 地域の特性

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ

2. 計画期間

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

1. 想定される災害（リスク）

2. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 施策ごとの推進方針

〈別紙〉 推進方針の具体的な施策

I. 地域の特徴

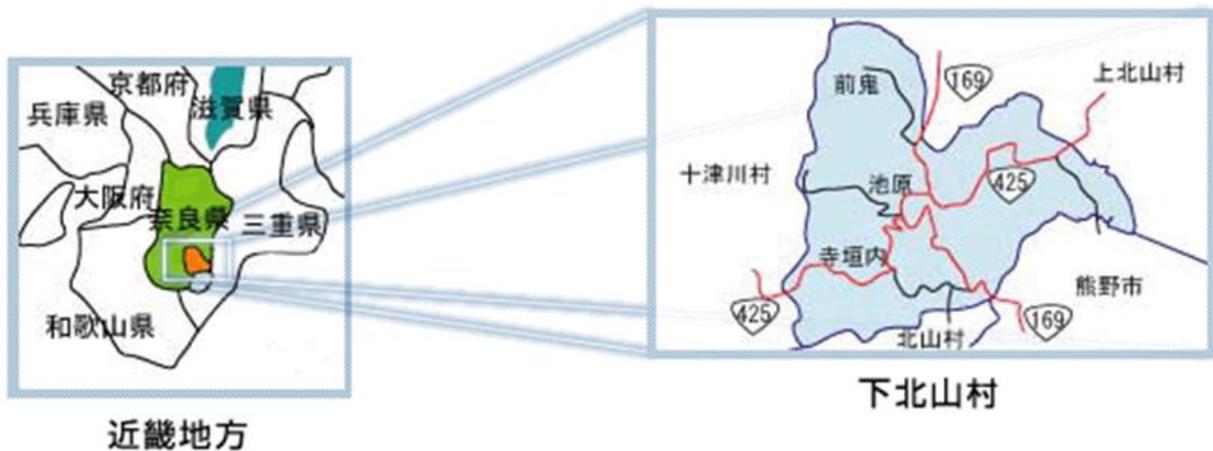
1. ≪下北山村の位置≫

本村は奈良県の南東部（東経 135 度 57 分 19 秒 北緯 34 度 00 分 18 秒）に位置し、北部及び東部は奈良県上北山村、西部は奈良県十津川村、南部は和歌山県北山村、東南部は三重県熊野市に接している。北西部には山岳が連なり、北東部には大台ヶ原に山地が続いている。

主な地区の標高は、小口 182m、寺垣内 251m、池峰 400m、池原 220m、前鬼 800m であり、村内面積は約 133.53 k² で東西約 11 km、南北約 15 km にわたっている。

所在地：奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 983

面積：133.39 k²



2. ≪地形・地質≫

本村は地形上、紀伊山地の主部、吉野山地の東南隅を占めている。この吉野山地は、吉野川に沿って東西に走る中央構造線の南、いわゆる西南日本の外帯に属し、上北山村とともに北山地区と称すべき一地形区をなし、東に大台ヶ原山地、西に大峰山脈がそびえ、その間を北山川が深く侵食して流れている。

これら山形は峻険で河谷は甚だしいV字形の曲流を成し、起伏の激しい模式的な壮年期の地形を呈している。

この起伏のはなはだしい地形が住民の生活の基盤となり、とりわけ屈曲の大きい北山川のV字形谷が、村勢や文化に強い影響を与えている。

地質は中央構造線から南へ古生代の三波川帯、秩父帯、中生代の日高帯、第三紀の牟婁帯となっており、本村は日高帯から牟婁帯に属する水成岩から成っている。

また、村内に多くの山地災害危険箇所をかかえており、防災面からも河川改修及び山林の保全等に取り組む必要がある。

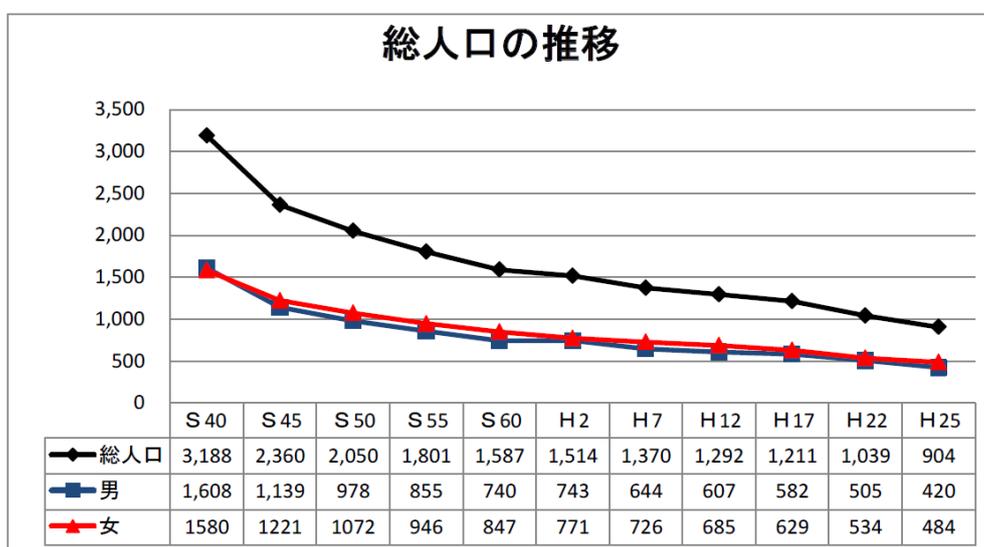
2. ≪気候の特性≫

気候は太平洋型の特色を示し、夏季は東風・冬季は北西の季節風が多い。降水量は北西に我が国屈指の多雨地帯の大台ヶ原があるため年間平均 2,500 mm を超え、多い年で 4,500 mm に及ぶこともある。

気温は年平均 13～14 度と概して温暖で、高地ながら積雪は山岳地域を除いてきわめて少ない。

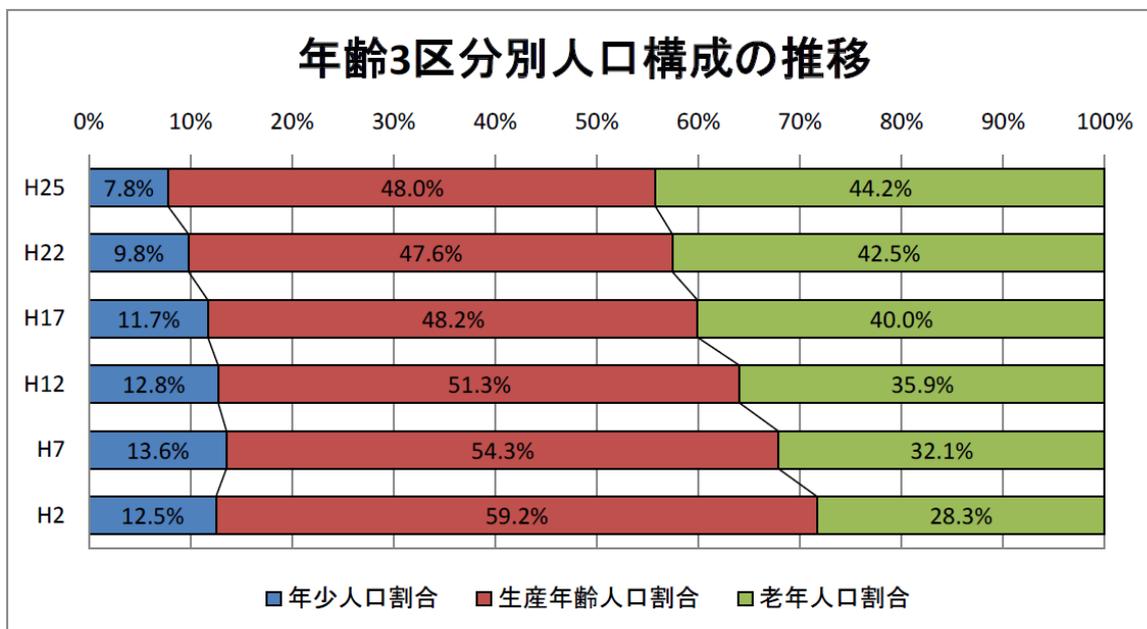
3. ≪人口の推移、年齢構成等≫

本村の人口は男性 403 人、女性 481 人の計 884 人（令和 2 年 12 月現在・住民基本台帳）であり、人口増加の全盛期であった池原ダム建設工事が昭和 40 年に完了してから昭和 60 年にかけて人口が半数程度まで減少しその後も緩やかに減少傾向にある。



資料：奈良県推計人口調査

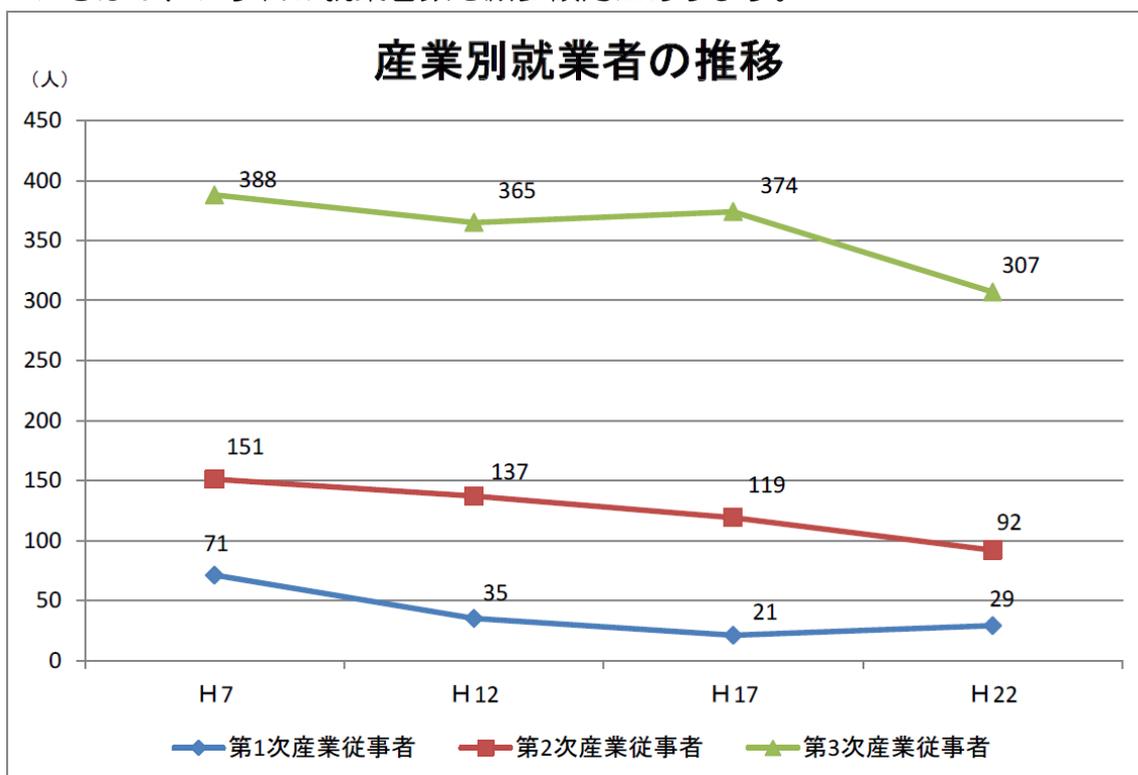
年齢3区分別人口の推移をみると、平成2～25年までに年少人口割合は約5%減少し、老年人口割合は約16%増加しています。平成25年の老年人口割合44.2%は全国（25.1%）、奈良県（26.7%）を大きく上回り、高齢化が急速に進んでいます。



資料：住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口

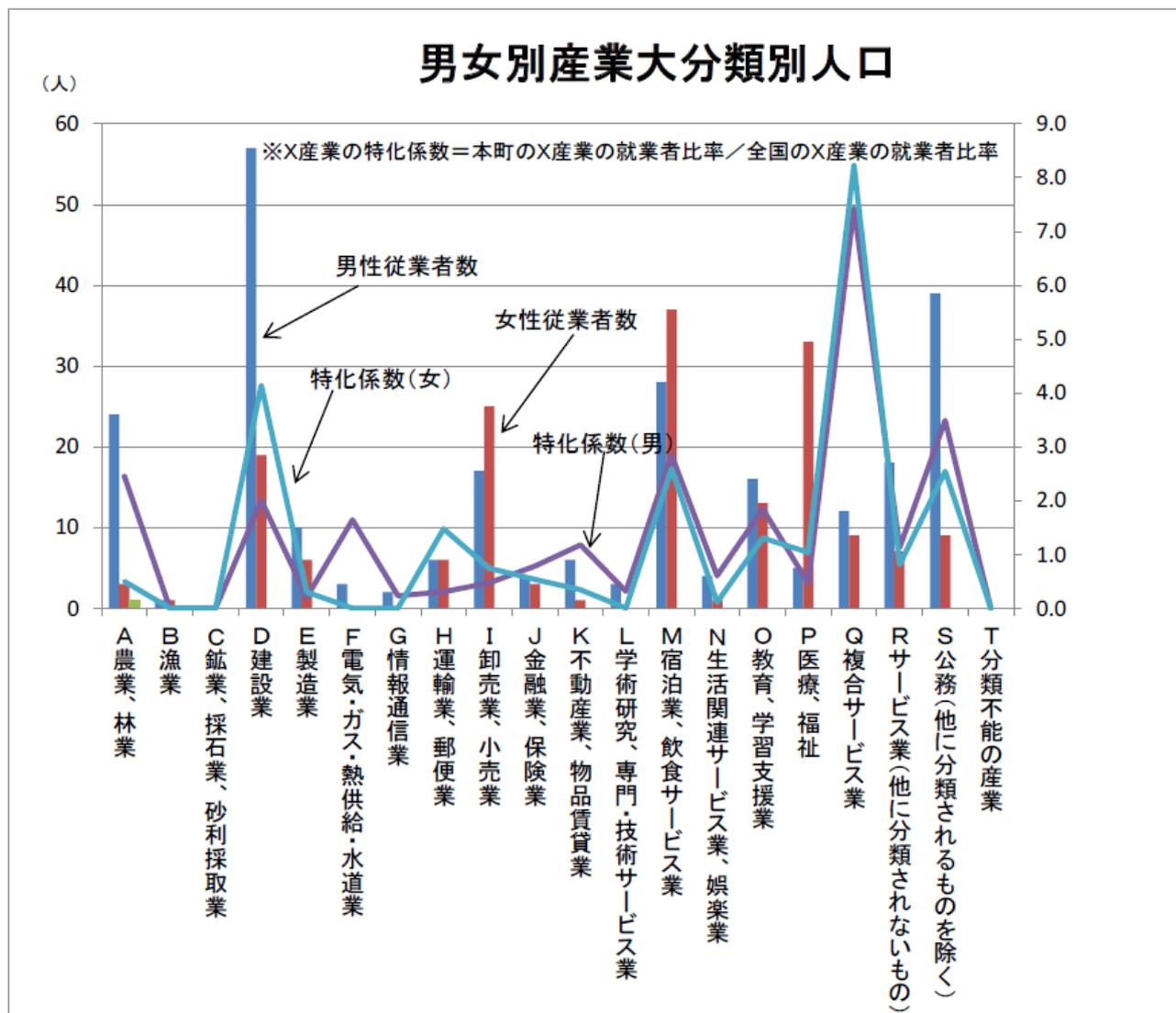
4. 《産業構造等》

産業別就業者の推移をみると、第1次産業従事者数が平成22年に若干増加しているほか、いずれの就業者数も減少傾向にあります。



資料：国勢調査

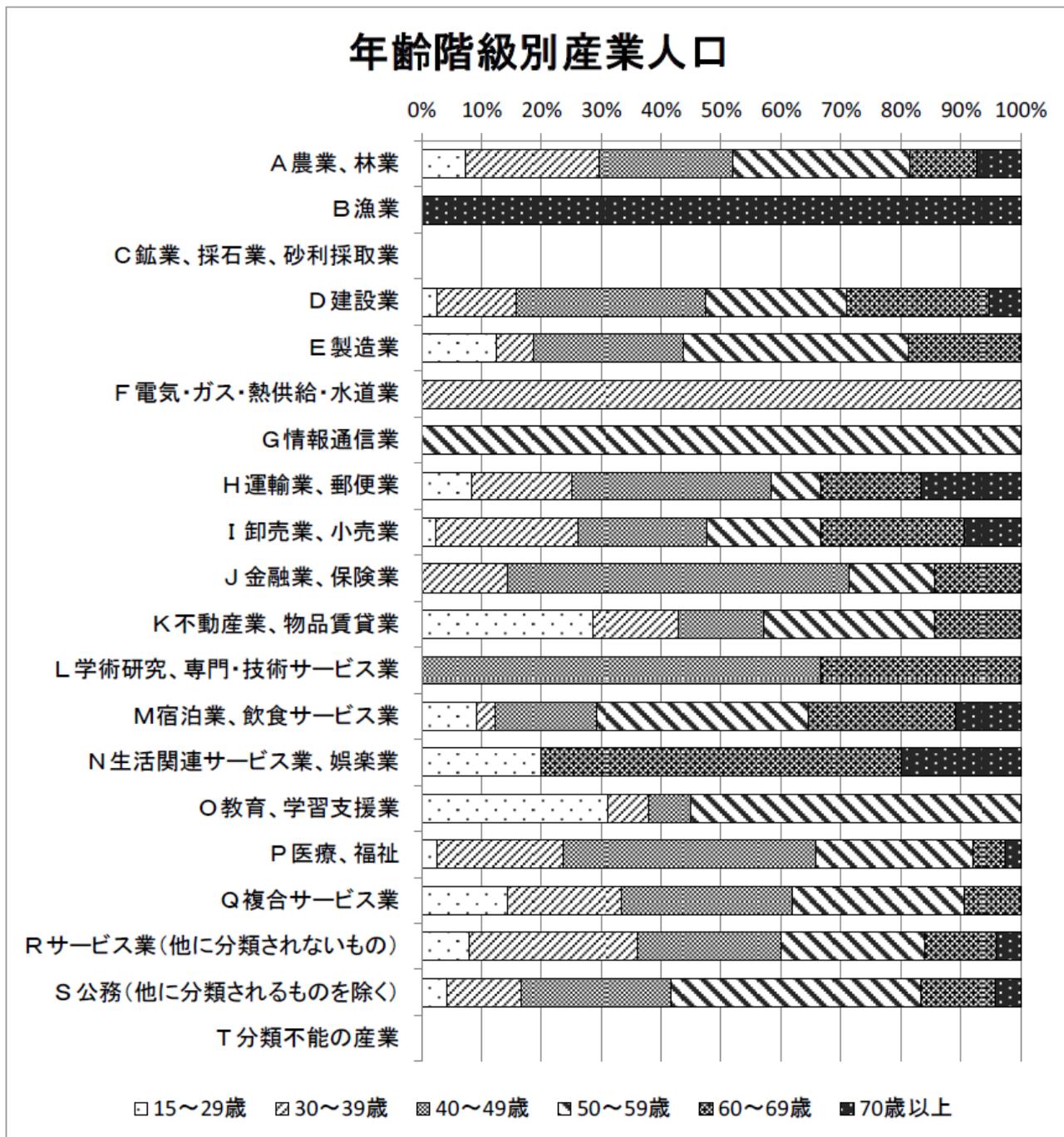
男女別産業大分類別人口をみると、男性では建設業従事者の割合が多く、女性では宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉従事者が多くなっています。特化係数は男女ともに複合サービス業が男7.4、女8.2と高くなっています。他に建設業（男女）、宿泊業、飲食サービス業（男女）、公務（男女）等で特化係数が2.0を超えて高くなっています。



資料：平成 22 年国勢調査

※複合サービス業：信用事業，保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって，法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局，農業協同組合等が分類される。

主な産業別に就業者の年齢階級をみると、以下の通りとなっています。



Ⅱ.国土強靱化地域計画策定にあたって

1.計画の位置づけ

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本村地域計画は、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本村の国土強靱化の指針となるものである。また、下北山村総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本村が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

2.計画期間

本村地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和7年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本村は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする。

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本村のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本村に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本村及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1.想定される災害（リスク）

住民の生活・本村の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1).地震

① 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

《※市町村によって「中央構造線断層帯」「生駒断層帯」等の想定を用いる》
奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本村の被害の大きいとされている奈良盆地東縁断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・村内で震度6弱の揺れが想定されている。

○人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの

[死者：約1人、負傷者：約2人、死傷者：約3人]

○建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの

[全壊：約16棟、半壊：約44棟、全・半壊計：約60棟]

○避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約80人]

○その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）>

	基本ケース （被害が最少の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※下北山村で想定される最大震度は、陸側ケースで震度6強とされている。

＜奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月 再計算）＞

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約120万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落

(2) 土砂災害 ～紀伊半島大水害～

台風第12号が北上し、9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風の色度が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5ミリ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミリが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5ミリと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミリを記録するなど奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

村内での人的被害はなかったが、建物一部損壊1棟と道路の崩壊が1件あった。

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本村の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 村職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

		<p>4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>4-7 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
5	二次災害の防止	<p>5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <p>5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <p>5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大</p>
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	<p>6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本村の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本村の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとします。
なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。・住宅用火災報知器設置については、引き続き戸別訪問していく。・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。・消防関係車両の定期的更新を図る。・防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	<ul style="list-style-type: none">・洪水ハザードマップを作成し、周知する。・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。・河川監視カメラの適正管理とCATV及びHPへ映像を掲載する。・県と共に内水対策を促進する。
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害ハザードマップを作成する。・土砂災害結果警戒区域等を周知する。・土砂災害警戒区域等内住民への連絡体制を確立する。・県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。（別紙のとおり）・土砂災害警戒区域等内にある避難所の取扱いの検討をする。
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・「自らの命は自らが守る」意識を意識の徹底、正しい避難行動を周知する。・避難所での良好な生活環境の確保に努める。・防災行政放送システムの維持管理に努める。・Jアラート等の更新、維持管理に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。 （避難行動訓練、避難所運営訓練等） ・移動系無線機器を更新する。
--	--

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。（別紙のとおり） ・村道を拡幅するなどの整備を促進する。（別紙のとおり） ・孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理に努める。 ・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。 ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模や被災ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。（別紙のとおり） ・村道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。 ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。 ・道路啓開計画を策定する。 ・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。

	<p>2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p> <ul style="list-style-type: none"> • 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営避難所運営マニュアル」の策定し周知する。 • 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 • 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
--	--

<p>3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持</p>	
	<p>3-1 村職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全</p> <ul style="list-style-type: none"> • 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 • 職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。 • 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 • 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 • 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 • 非常用電源を確保する。
	<p>3-2 被災による治安の悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 • 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 • 各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。 • 県、村が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。
	<p>3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、村道）の整備を進める。 • 耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。 • 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 • 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。
	<p>3-4 食料等の安定供給の停滞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、村道の強靱化と整備を促進する。 • 食料等物資提供の協定の締結に努める。 • 物資輸送等に係る協定の締結に努める。 • ヘリポートの適正な維持管理に努める。

4 ライフラインの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 小型発電機を整備し適正に管理する。
- 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- 全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。
- 防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。
- 避難所、学校、保育所などの施設等に個別受信機を設置する。

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、村道）の整備を促進する。
- 石油系燃料やLPGガス等の貯蔵設備を設置し適正に管理する。
- 上水道施設の耐震化を進める。
- 農業・林業集落施設の耐震化を推進する。
- 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 小型発電機を整備し適正に管理する。
- ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道施設の耐震化を進める。
- 自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。
- 緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。
- 水道用復旧用資材を備蓄する

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 農業・林業集落排水処理施設の耐震化を進める。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。

	4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・ 村道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・ 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化

5 二次被害の防止	
	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風評被害が拡散しないよう村内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
	5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水池やため池の改修や点検に努める。
	5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。(別紙のとおり) ・ 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 ・ 鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。(別紙のとおり)

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。(別紙のとおり) ・ 一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。
	6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・ 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・ 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・ 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・ 学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。 ・ 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。(別紙のとおり)
- 村道を拡幅するなどの整備を促進する。(別紙のとおり)
- 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。(別紙のとおり)
- 交通関係、運送業者との協定の締結を図る。

《別紙》

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

・住宅・建築物の耐震化など災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【村】

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

・土砂災害危険箇所の対策を促進する。

(砂防事業)池郷川・日浦谷【県】

(急傾斜地崩壊対策事業)正及地区【県】

(総合流域防災事業)熊野川圏域【県】

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

・緊急輸送道路の整備を促進する。

県道上池原下桑原線(深瀬工区)【県】

・緊急輸送道路上の国道、緊急輸送道路に接続する村道の耐震化を促進する。

国道425号ほか(池郷橋 ほか8橋)【県】

村道(すべての橋)【村】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

・**県道の整備を促進する。**

県道上池原下桑原線(深瀬工区)【県】

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

3-1 村職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

3-2 被災による治安の悪化

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

3-4 食料等の安定供給の停滞

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

・間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。

ウメノキサコ・モモハラ谷(治山事業)【県】

・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。

鳥獣被害防止対策事業【村】

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。

村道大小井ウノス線(災害防除工事)【村】

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

・国道及び県道の整備を促進する。

県道上池原下桑原線(深瀬工区)【県】

・村道の整備を促進する。

村道大小井ウノス線(災害防除事業)【村】

・トンネル及び橋梁の長寿命化改修を促進する。

トンネル補修【県】

国道169号ほか(大里トンネル ほか6箇所)

橋梁補修【県】

国道425号ほか(奥日浦谷橋 ほか8橋)

橋梁の耐震補強【県】

国道425号ほか(池郷橋 ほか8橋)

橋梁の定期点検(54橋)【県】

トンネル定期点検(7箇所)【県】

村道全線(すべての橋梁・トンネル)【村】

国土強靱化地域計画に資する事業一覧

事業名	事業期間	全体事業費（千円）
村道大小井ウノス線災害防除事業	R2～R4	100,000
村道池郷線災害防除事業	R2～R6	25,000
橋梁定期点検業務	R2～R6	3,500
橋梁長寿命化修繕事業（15m未満）	R2～R6	10,000
前鬼釈迦線	R2～R6	2,500
トンネル長寿命化計画	R6	200
橋梁長寿命化計画策定事業	R6	200
トンネル定期点検	R6	1,500
橋梁長寿命化修繕事業（15m以上）	R2～R6	50,000
鳥獣被害防止対策事業	R2	725
林道橋長寿命化修繕事業	R3～R7	100,000
林道トンネル長寿命化修繕事業	R3～R7	100,000
村道上桑原4号線道路新設工事	R1～R2	30,000
林道環境保全事業	R2～R6	50,000